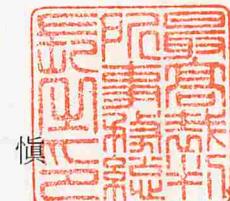


最高裁秘書第1041号

令和3年4月14日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様



最高裁判所事務総長 中村

苦情の申出に係る諮問について（通知）

3月8日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

裁判官の辞表の書式を定めた文書（最新版）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第1154号

令和3年4月20日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

裁判官の辞表の書式を定めた文書（最新版）

2 苦情の申出がされた日

令和3年3月17日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）謝問第3号

(2) 謝問日

令和3年4月14日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第1158号

令和3年4月20日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情） 諮問第3号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年4月14日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が存在しないか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

裁判官の辞表の書式を定めた文書（最新版）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、3月8日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

本件開示申出については、「裁判官が最高裁判所に任期中の退官を願い出る際の書式を定めた文書（最新版）」と整理した。任期中の退官を願い出る際の書式は定められておらず、本件開示申出に係る文書は作成又は取得していない。

よって、原判断は相当である。